

実施要領

1. 事業概要

(1) 件名

和泉市総合情報発信等委託事業者選定に係る公募型プロポーザル

(2) 目的

和泉市が持つ魅力や地域資源を効果的に情報発信することにより、「和泉シティプロモーション戦略」に掲げる「選ばれる都市になり、持続的にまちを発展させる」という目標を達成するための事業等の提案を求めるとともに、提案事業等について、その成果を的確に検証できる業務委託事業者を求めるものである。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

※優先交渉権者との交渉が不調になった場合は次点交渉権者と交渉を行う

契約想定時期：令和7年7月1日（火）（予定）

3. 提案限度額（見積限度額）

委託料として、1,818,180円（消費税及び地方消費税抜き）

4. 支払条件

締結した契約に基づき、受託者から実績報告書等の提出を受け、委託者による完了検査に合格後、完了払い。

5. 契約保証金

契約保証金は、和泉市財務規則による。

6. 参加資格

次の（1）（2）いずれかの条件をみたし、（ア）～（キ）の全てに該当すること。

（1）和泉市における令和6年・7年度の入札参加資格を有していること。

（2）入札参加資格を有していない場合は参加表明書を提出する際に以下の書類（各種証明書は発行日より3ヶ月以内）を提出できること。ただし、内容確認を受けること。

① 印鑑登録証明書 ※写し

② 商業登記簿謄本（登記事項証明書） ※写し

③ 決算報告書一式 ※写し（直近2年分）

④ 国税の納税証明書「その3の3」 ※写し

⑤ 市税の納税証明書の ※本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ（直近2年分） ※写し

⑥ 委任状（受任者をたてる場合）

⑦ 使用印鑑届

⑧ 暴力団排除に関する誓約書

（ア）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。

（イ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。

- (ウ) 国税の未納がないこと。本店、支店、営業所等が和泉市に所在する場合は、市税の未納がないこと。
- (エ) 参加表明者、参加表明者の役員又は従業員が過去10年から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (オ) 令和7年4月1日から起算して過去5年間で本事業と類似した事業の契約を2件以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (カ) 参加表明時点で本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (キ) 大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。

7. 要領等の配布

配布方法：和泉市ホームページから実施要領等をダウンロード

配布日：令和7年4月9日（水）

8. 参加表明書・質疑書・企画提案書・見積書等の作成及び提出

(1) 参加表明書の提出

提出期限：令和7年4月22日（火）17：00まで

提出場所：和泉市市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当

提出書類：参加表明書

※本市の令和6年・7年度の入札参加資格を有していない場合は、6.参加資格（2）の各書類も必要

提出方法：郵送（簡易書留又は一般書留郵便にて期限必着）又は持参

※持参の場合の受付時間は、平日9：00～17：00

(2) 参加資格審査結果の通知

通知日時：令和7年4月23日（水）17：00まで

※参加表明書の提出ある都度、参加資格について審査し、結果を通知

通知方法：参加表明書に記載されたメールアドレスに審査結果を送付

受信確認：市からの審査結果通知を受信した際は、速やかに受信確認のメールを返信すること。

(3) 質疑書の提出

提出期限：令和7年5月7日（水）17：00まで

提出書類：質疑書 ※質疑事項がない場合も必ず提出すること

提出方法：電子メール（appeal@city.osaka-izumi.lg.jp）

※市が質疑を追加することがある

(4) 質疑書に対する回答

回答予定日：令和7年5月12日（月）

回答方法：質疑書に記載されたメールアドレスに回答メールを全者へ送付

受信確認：市からの回答メールを受信した際は、速やかに受信確認のメールを返信すること。

(5) 企画提案書・見積書等の提出

提出期限：令和7年5月20日（火）17：00まで

提出場所：和泉市市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当

提出方法：郵送（簡易書留又は一般書留郵便にて必着）又は持参

※持参の場合の受付時間は、平日9：00～17：00

提出書類：見積書 1部 ※見積書様式を用いること

見積明細書 1部 ※任意様式

企画提案書 10部（正本1部 副本9部） ※下表に基づくこと

書式	・A4版とすること。 ・記載は両面印刷とすること。 ・企画提案書は概ね25ページ以内とすること。（表紙及び目次は含まない） ・A3版を使用する場合には片面印刷とし、A4版に折り込むこと。 ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。 ・提出書類については、正本は本市契約検査室に登録している登録印又は6.参加資格(2)⑦の使用印鑑届の使用印であること。<u>副本には事業者名が類推可能なあらゆる表記・押印を行わないこと。</u> 正本1部：表紙に業務名及び事業者名を記載すること。 副本9部：表紙には業務名のみの記載とすること。（事業者名が特定できる情報（社名、代表者名）は記載しないこと。）
記載事項	企画提案書は「評価基準」に定める評価項目の順及び内容に対応させ、容易に評価点と提案項目の理解ができる構成とし、簡潔明瞭に記載すること。また、提案内容は全て実現できるものとし、具体的に記載すること。

留意事項：提案内容については、簡潔明瞭に記載すること。

※優先交渉権者となった場合、契約の締結にあたり提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

※優先交渉権者の企画提案書の内容については協議の上、本業務の仕様書に反映することがある。

9. 選定方法

(1) あらかじめ公表した評価基準に基づき、選定委員会が次のとおり選定する。

- ・受託事業者は公募型プロポーザル方式により選定する。
- ・選定委員会が評価基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等審査を行う。
※審査は、参加表明書の提出が最後にあった事業者から順番に行うものとする。
- ・選定の結果、コスト評価点以外の点数が6割を超えた者のなかで、総合得点が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次点交渉権者とし、優先交渉権者と随意契約の交渉を行う。
- ・ただし、交渉の段階で不調に帰した場合は、次点交渉権者と交渉を行う。
- ・総合得点が同点の者が2者以上の場合には、評価項目の（B）提案内容、（C）事業効果、（A）業務実績等の順に点数が高い順によるものとし、さらに各点数も同点である場合は、最も低い提案価格を提示した提案者を選定する。
- ・企画提案者が1者のみの場合であっても選定を実施し、コスト評価点以外の点数が6割を上回る場合は、優先交渉権者として選定の上、本業務契約締結に向けた交渉を行う。

- ・選定結果は企画提案者すべてに通知する。

(2) 選定委員会 ※日時・場所等の詳細は別途通知する

実施日時：令和7年6月3日（火）

実施場所：和泉市役所（和泉市府中町二丁目7番5号）

実施時間：プレゼンテーション（20分程度）とヒアリング（20分程度）の合計で、1者につき概ね40分程度を予定。

出席者：1者につき5名までとする。業務責任者の予定となる者は必ず出席すること。

留意事項：・プレゼンテーションは企画提案書のみに基づいて行うこと。

- ・実施中における他の参加者の情報は一切提供しない。
- ・プレゼンテーション・ヒアリング審査は記録用として録音する。
- ・会場内での発言については、企画提案書と同等の取り扱いとする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングでの発言を含む議事録を作成すること。

※議事録は、優先交渉権者となった場合に速やかに提出することとし、優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次点交渉権者が提出することとする

・パソコン・プロジェクターを用いたプレゼンテーションは可能である。

※会場内にはスクリーンまたは備え付けのディスプレイ（HDMI（タイプAコネクタ）接続）を用意している。その他、必要な機材等は各自で用意すること。機材等のセッティング時間はプレゼンテーション時間に含まれないが、選定委員会開催会場に入室後、5分以内に完了すること

10. 選定項目及び評価基準

別紙「評価基準」を参照

11. 日程（全体スケジュールと優先交渉権者特定までの事務手順等）

項目	日時
公募開始	令和7年4月9日（水）
参加表明書の提出期限	令和7年4月22日（火） 17:00
参加表明業者への審査結果の通知	令和7年4月23日（水） 17:00まで ※参加表明書の提出の都度審査し、結果を通知
質疑書の提出期限	令和7年5月7日（水） 17:00
質疑書の回答	令和7年5月12日（月）
企画提案書・見積書等の提出期限	令和7年5月20日（火） 17:00
選定委員会開催日時の通知	令和7年5月27日（火）（予定）
選定委員会の実施	令和7年6月3日（火） プレゼンテーション・ヒアリング審査 ※正式な日時については、別途通知
ヒアリング審査選定結果の通知・公表	令和7年6月6日（金）（予定）
契約締結予定日	令和7年7月1日（火）（予定）
契約満了日	令和8年3月31日（火）

1 2. 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ③ 実施要領に違反した場合
- ④ 仕様書で求めている業務内容を履行出来ないと判明した場合
- ⑤ 提案限度額を超えた見積書を提出した場合
- ⑥ 実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ⑦ 参加表明書の受付日から契約締結日までに、参加資格を欠く事由が判明した場合
- ⑧ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

1 3. 企画提案者が1者になった場合の取扱い

企画提案者が1者になった場合も9. 選定方法に基づき選定を行う。

1 4. 選定結果の通知方法

優先交渉権者の決定後、企画提案者全員に対してプロポーザル選定結果通知書により通知する。

1 5. 選定結果の公表方法・内容

優先交渉権者の選定後、次の内容を市公式ホームページで公表する。

- ① 優先交渉権者の名称及び総合得点点数
- ② 全参加者の名称（辞退、失格等含む申し込み順）
- ③ 全提案事業者の名称（申込順）
- ④ 全提案事業者の総合得点（得点順）
- ⑤ 全提案事業者の採点項目ごとの各委員の点数
- ⑥ 優先交渉権者の選定理由
- ⑦ 選定委員の所属及び氏名

※③と④及び③と⑤の対応関係は明らかにしない

※提案者が2者の場合は、優先交渉権者の総合得点は公表するが、残りの1者の総合得点は公表しない

1 6. 情報公開時の対応

企画提案書等については、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規定に基づき、公開対象となる。

なお、提案者における競争上の地位及び利益を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当すると考えられる部分については予め文書により申し出ること。

1 7. 提出関係書類様式一式

書類番号	書類名	備 考
1	参加表明書：1部	別紙の参加表明書様式に基づくこと
2	質疑書：1部	別紙の質疑書様式に基づくこと
3	企画提案書：10部（正本1部 副本9部）	本実施要領の項目8（5）に基づくこと
4	見積書：1部	別紙の見積書様式に基づくこと

5	見積明細書：1部	任意様式
---	----------	------

18. 留意事項

- ・本プロポーザルに係る一切の費用は企画提案者の負担とする。
- ・提出された書類等は返却しない。
- ・提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、本市から要請した事項についてはこの限りでない。
- ・提出された企画提案書等は、事業者の選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- ・参加表明書の提出後に辞退する場合は、選定委員会の前日までに参加辞退届を提出すること。

19. 事務局・問合せ先

和泉市市長公室広報・協働推進室いずみアピール担当（担当：俎馬）

〒594－8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL：0725（99）8101（直通）

FAX：0725（41）1553

受付時間：土・日・祝日を除く9：00～17：00